

## 神奈川県中小企業高度化資金貸付規則の改正について

神奈川県中小企業高度化資金貸付規則(昭和 42 年 12 月 8 日施行)の一部を次のように改正する。

### 1 改正の理由

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律が一部を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行されたこと並びに下請中小企業振興法の一部を改正する法律が一部を除き令和 8 年 1 月 1 日から施行されたことに伴い独立行政法人中小企業基盤整備機構が所管する準則、細則及び取扱要領が同日から施行されたため、本規則における引用箇所を改正する。

### 2 施行日

公布の日から施行する。